

過年度修正損益の対応について（案）

I 過年度修正損益の捉え方

1. 現状

- PLにおける収入（費用）は、純資産の増加（減少）をもたらす、資産の増加（減少）又は負債の減少（増加）であるかどうかを判断して、認識。
- 固定資産の価額修正等があった場合、一取引（仕訳）単位でみると、純資産の増減をもたらすことから、PLに過年度修正損益として捉えてきたところ。

2. 課題

- 固定資産に係る勘定科目の振替処理など、一取引（片方）としては純資産の増減があるものの、同時に当該純資産の増減を相殺する反対取引がある場合についても、両建て計上している。これにより、PLにおける収入、費用が、当該過年度修正相当分だけ貸借同額大きく見えている状況。

3. 処理方針案

(1) 基本方針

- 一会計期間の行政サービスの提供に要した費用とそれを賄うための財源である収入及び収支差額を表示し、府民等の負担と受益のバランスを明らかにするというPLの作成目的に照らし、純資産の増減に影響を与える取引については、引き続き、過年度修正損益として捉える。
- 但し、資本取引の修正に起因する取引のうち、「一連の取引」として見た場合、純資産に影響を与えないと認められるものは、過年度修正損益を計上しない。

(2) 過年度修正損益の分類（一連取引単位）

資本取引の修正に起因するもの（非現金取引）

- ①純資産に影響を与えないもの
建仮の精算漏れ、資産種別（インフラ⇔事業用等）振替・誤り
管理事業（A管理事業⇔B管理事業）の誤り 等
- ②純資産に影響を与えるもの
固定資産等の計上漏れ（価額修正）、建仮の資産・費用の区分誤り、
固定資産の価額修正に伴う減価償却修正 等

その他資本取引の修正に起因しないもの（現金取引）

- ③重要性の高い過年度修正損益
国庫支出金等の過誤納還付金 等
（⇒純資産への影響あり）
- ④重要性の乏しいもの（雑入等扱い：過年度修正損益計上せず）

(3) 処理方針

- 上記（2）① ⇒内部取引（振替処理：過年度修正損益を計上しない）
- 上記（2）②③ ⇒過年度修正損益計上（従前どおり）
- 上記（2）④ ⇒雑入等処理（従前どおり）

Ⅱ 過年度修正損益の財務諸表上の表記について

1. 現状

- 過年度修正損益は、PL の表示上、区分計上されていない（通常収支/その他行政収入・費用の中に含め計上。但し、過年度修正損益の規模が大きい場合は、計上区分等につき都度検討）。
- 24 年度決算では、1,000 億円を超える過年度修正損益が発生（特別収支対応）。その後、規模は縮小しているものの、毎年度発生している状況。

（単位：億円）

	24 年度	25 年度	26 年度
過年度修正益	2,043	74	51
過年度修正損	1,028	111	189
収支ベース	益1,015	損 37	損 138
PL 区分	特別収支	行政収支	行政収支

2. 課題

- PL においては、行政サービス活動に伴う収支と、過年度修正損益が区分されていないため、当該年度の行政サービス活動正味の収支が把握できない状況。

3. 処理方針案

（1）基本方針

- 当該年度の行政サービス活動に係る正味の収支を把握できるよう、過年度修正損益に係る科目を区分計上。

（2）処理方針

- 具体的な表記方法（PL）等

①計上する収支区分（どの区分に計上するか？）：

- ・通常収支計上・・・（現行）
- ・特別収支

②補足情報（追加表記するかどうか？）

当期収支差額の表記【各会計合算ベース】：

- ・過年度修正損益を含まない額の併記又は注記
（PL の最終結果（経営成績）としての発信性を重視する観点から）

*その他（純資産直入）方式など

Ⅲ 今後のスケジュールについて

- 平成 27 年度決算より適用
（変更（Ⅰ 過年度修正損の捉え方）に伴う（27 年度中の）登録済み仕訳等は修正）